

巻頭言

「こども園」への道を 共に!

早いもので全国認定こども園協会の設立総会から2年、NPO法人認可から1年の歩みを重ねてまいりました。この間、会員はもとより、アドバイザーボードの方々、内閣府・文部科学省・厚生労働省の皆さまのご協力を得ながら、子どもの育ちを第一義とする質の高い保育を目指して歩み続けることができましたことを心から感謝申し上げます。

この度去る平成22年6月18日、今年度定期総会において新たな任期を担う理事が選任され、その後の理事会において、不肖若盛が代表理事として再選されました。今後とも引き続き「次代を築く国の宝となるすべての子どもの最善の利益」を求める歩みをしっかりと継続してまいりたいと存じます。

現状の課題として国政に於ける不安定さから財政や地域における子育て意識の貧困等が噴出し、より質の高い教育・保育が切望されています。その意味から去る6月29日に閣議決定された「子ども子育て新システムの基本制度案要綱」の23年度通常国会に法案提出、25年度施行を目指す改革案は、まさしく新たな日本版『児童の世紀』（スウェーデンの女流思想家エレン・ケイの名著の引用）づくりへの「はじめの一步」でもあります。具体的な内容は今後の検討とされていますが、新たな制度の在り方について、認定こども園としての取り組みからの提言を続けるとともに、会員各位が不安なく「こども園への道」を歩むことができるように、協会として情報提供、相互の学びあいを中心に、豊かさを増し加えていきたいと願っています。今後とも、ご支援、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

平成22年7月15日 特定非営利活動法人全国認定こども園協会
代表理事 若盛 正城

平成22年度定期総会報告

平成22年度の当協会定期総会が、6月18日(金)10時から、学士会館320号室にて開催された。

開会に当たり、若盛代表理事は、新システムの検討が進められる中、あらためて協会設立の主旨であるすべての子どもの最善の利益を求めることを確認すると共に、会員各位の積極的な参加を求めるあいさつを述べた。また、来賓祝辞として、まず、文部科学省初等中等教育局幼児教育課 濱谷浩樹課長から挨拶をいただいた。3回目の総会とトップセミナー開催への祝意と幼児教育の質の向上への取り組み、特に、認定こども園の好事例集をまとめたことへの謝辞と共に、新システム検討作業では6月中



に肉付けされて最終まとめがなされる状況が説明された。待機児童解消のための量的確保が最優先される流れの中、本来は質

の高い保育が第一義的な理念であるべきであり、協会には新システム構築における質の面の提言を期待したい旨が述べられた。

次に、厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課今里課長から挨拶をいただいた。幼保を超えて子どもの育ちを支援するための新システムであり、来年通常国会での新法案審議に向けて具体化されることから、現場で実践を積み重ねた協会からの協力を得たい旨、期待が述べられた。

また、今総会開催に寄せて、玄葉少子化担当大臣、川端文部科学大臣、長妻厚生労働大臣から頂いた祝電が披露された。

総会の内容については、別途送付される予定の議事録により詳細をお伝えしたい。特に、任期満了に伴う役員改選が行われ、これまでの役員に角田亨氏（東京都、幼稚園型）並びに大村英仁氏（愛媛県、幼保連携型）が新たに理事として加わり、理事18名、監事2名が選任され、第1回理事会において、若盛代表理事をはじめ、5名の副代表理事が再選され、「こども園」に向けての取り組みが始められる。

平成22年度 第1回 認定こども園トップセミナーを開催

「子ども・子育て新システムの行方と課題」を基本テーマに、今年度第1回トップセミナーが、6月18日（金）から19日（土）、学士会館において、約200名の参加を得て開催された。

1日目は、最初に検討会議で事務局として中心的役割を担っておられる泉内閣府大臣政務官を迎えて講演を伺い、古渡副代表理事から、新システムへの協会としての提言内容の説明を受けたあと、慶應義塾大学教授 駒村康平氏（当協会アドバイザーボード）からの講演を伺った。2日目は、新システムの政策的課題をさぐるためのシンポジウムを行った。以下に要旨を掲載する。

Ⅰ 講演 「新システムの基本方向と幼保一体化」 内閣府大臣政務官 泉 健太 氏

今回の新システムでは、施設保育だけを見るのではなく、全ての子ども達の育ちを視野に入れた改革を考えると挨拶した。

●認定こども園について

「今後の認定こども園制度のあり方について」の報告により、方向性は示されており、問題点等を改善しながら進めていくと述べた。

「安心こども基金」については、新システム検討会議の中では、継続を財務課に述べているとし、新システムの子ども子育て会計は、H25年からスタートするが、それまでの給付として「安心こども基金」を継続させたいとの考えを示した。

●「子ども・子育て新システム」の目的について

今回の新システムの視点は、全ての子どもを対象にしているとし、まずは「子ども指針」をつくることを目指していると説明し、今こそ国として、子ども育ちの理念を示していこうと考えを述べ、預かるサービスだけが大切なのではなく、子どもの成長も保障すること。またそれを各保育園・幼稚園がそれぞれ子どもの成長を話すのではなく、一本化して、施設保育がどこからどこまでなのか？家庭保育がどこからどこまでなのか等を、世に発信していく機会としたいと話した。

新システムに掲げる、仕事と家庭の両立支援・新しい雇用の創出・女性の就労促進等は、成長戦略・

経済対策の流れから、昨年閣議決定されたことを説明し、その中でも、視点は子どもであり、経済対策・規制緩和のための新システムではないことを明確にしていると述べた。

●方針について

子ども達は将来の消費者・生産者であり、子ども達無くして日本経済は無く、また優秀な人材が留まるための育児・出産システムを作ることが大切である。そのため国・地方公共団体・雇用主・事業主・利用者が応分な負担をしながら、両立支援のための新システムを創っていききたい。社会全体で子育て支援のために負担をしてもらいたいと述べた。

地域主権については、総務省は、すべての国のお金を地方に流して、地方がお金の使い方を決めるということを提唱している。検討会議では一定の質を確保するための制度が必要と考え、ナショナルミニマム（人員・面積・人権）は堅持していく旨を述べた。

制度設計として、国と労使・事業主・本人からの拠出金を一本化にして、子どもの人口割りで市町村に特別会計を作り、配分をする。単純な人口割りというのは、今後の検討課題とし、市町村が特別会計を執行するにあたり、地方主権の流れから、義務づけることは難しいが、関係者から意見・協議をする

地方の協議会を設置するよう求めた。

地方の裁量で分配するものとして、現金給付は全国一律で13,000円とし、一方で民主党のマニフェストには、給食費等にアテてることを可能にしている。現物給付は、地方によって、小規模保育等の施設整備にあてるとした。

●こども家庭省について

政府の体制は一元化を進めるとし、2013年に設置していく事を述べた。まずは6月に新システムの方向性を出し、新システムの事務局体制を維持し法案作業に入る。現在の認定こども園の事務をこの事務局にもってくるのか？新システムが出来るまで、今まで各省でするのはまだ決まっていないとした。

●新システムにより実現されるものとして

1、幼児教育・保育の一体提供

指針の統一を示し、資格の統一については、6月の新システム会議が終われば、保育園・幼稚園団体より意見を頂くことを説明した。

こども園（仮）については、すべての園を「こど



も園」とするわけではなく、今の現行制度の中で、こども園を目指し、一体給付をするシステムと考えるとした。認可は市町村の裁量が働くため、新しい認可を認めないという現状がある。一定の基準・質が確保されていれば、指定をして給付をしていくという方向で、幼保一体給付を指定制で行うことを考えている。税制優遇を伴う、学校法人・社会福祉法人の設立は認可であり、税制優遇受けないもので、要件を満たしたものは、指定制で給付する。

参入を自由にすることは大切と考えるが、それにより既存の園が閉園に追い込まれることはいけないと考え、全てが市場主義・競争主義ではなく、需給調整をかけるかを検討しているとした。

2、多様なサービス提供

保育施設だけが、サービスを充実するのではなく、子どもの健やかな成長、保護者の育児休業の取得等の両立支援が大切と示し、母の就労形態が変わり易くなっていることから、切れ目のない多様なサービス保障を考えている。その保育サービスについては、行政がサービスを指定するという形で給付するが、認定こども園においては、すでに兼ね備えている機能があるので、ひとつひとつ指定するわけではなく、簡素化した指定給付を考えている。全ての園がこのサービスを実施するわけではなく、園が選択する。この選択が、地域の連携につながり、多様な園・多様なサービスが生れるとした。

3、待機児童の解消

都市部の待機児童に触れ、少子化の流れは、これからも続くことを説明し、今の潜在待機児童が、全て園に入ったとしても、2050年には既存園でも定員を割る。だから3歳未満児においては、小規模保育にて需要に応えるとした。

多様な事業主の参入による、運営費の配当・使用制限については、園の経営・保育が担保されることが重要で、そのための一定のルールを考えている。

●公的保育契約について、

受け入れ困難な保護者・子どもに対して、園ごとに応諾義務を課すこと。どこかの施設だけが受け入れられるのではなく、困難のある子どもでも社会全体で受け入れることが大切。

この新システム検討会議は、国が理念を示すためのものとしたいが、幼保の現場からも声を頂く機会とし、広く世間に発信していきたいと述べた。

II 全国認定こども園協会の提言

「政府等のヒアリングに関する政策提言」

当協会副代表理事 古渡 一秀 氏

全国認定こども園協会としての三つの提言

1 子どもの育ちを柱とした機能保障

0歳から就学までの教育・保育・生活の質の保障

に重点を置いた政策、特に子どもに寄り添った子ども中心のシステムの構築が必要である。

「子ども家庭省（仮称）」とは、すべての子どもの最善の利益に向けて、子どもの教育・保育・生活の質の保障や子どもの育ち、家庭・地域社会の機能の再生・回復に関する国としての基準を作り、実行する組織体であることが求められる。

2 質の高い機能と

新しいナショナルミニマムの確立

子どもの育ちを保障するために必要な保育環境の整備が重要であり、言い換えれば小1プロブレムや間違った早期教育、子育て放棄・虐待、さらには子どもの貧困問題など、子どもたちを取り巻く育成環境の改善が急務である。そのためには、安定的な財源確保やナショナル・ミニマムとしての各種基準、総合機能に着目した新たな財政措置が必要であり、いわば未来への投資という視点が大事になる。

3 実現に向けた11の条件

- ① 保育内容 → 幼保の総合機能を持った保育内容・方法の構築
- ② 施設整備 → 子どもの育ちを保障する良質な空間と環境整備
- ③ 職員配置 → 0歳児は3対1、1歳児は4対1、2歳児は6対1を基本
3歳児以上は15対1の職員配置 ⇒ ヨーロッパ基準
- ④ 0～2歳児の育ち → 施設における愛着形成（アタッチメント）⇒ 科学研究
- ⑤ 保育者の資格 → 養護・教育・子育て支援を遂行できる保育者
⇒ 幼保の資格・免許統合
子育て支援士（仮称）の配置
- ⑥ 子育て支援 → 在宅子育て家庭における家庭養育の保障+WLBの確立
- ⑦ 親育ちの環境整備 → 親支援・親教育+地域の再生+WLBの確立
- ⑧ 食育の観点 → 0～18歳までの食と生活のあり方
⇒ 食育推進行動計画の見直し
- ⑨ 監査・評価 → 質の維持・向上を図るための監査・評価
⇒ 新たな評価システムの構築
- ⑩ リーダーの責任 → 質を高めるための園長のリーダーシップの確立
⇒ 新たな園長資格の検討
- ⑪ 行政の責任 → 最低基準の維持にとどまらず、質の高いナショナルミニマムの確立
市町村行政の責務と業務遂行能力の向上
(※ 会報第7号に提言資料掲載)

III 講演

「子ども・子育て応援基金構想と

幼保一体化」

慶應義塾大学教授 駒村 康平 氏

●議論の背景

子ども手当がスタートとなり、12月の4大臣合意による子ども手当財源と保育関連予算の一般財源化が浮上。それを受け、保育を中心とする子育て支援システムをどう整理するのか？幼保一体化から見てどう整理するのが、この半年間議論されてきたと説明した。

●両立支援政策の重要性

次世代育成支援の政策は、①保育サービスの充実（新システム）、②幼保一体化（就学前教育向上）、③両立支援政策（労働政策）、④子ども手当（所得保障政策）からなる。

日本では20代～30代半ばの女性の既婚者の労働者がストップしてしまうM字曲線の現象がある。多くの先進国でも70年代まで遡ればこのような現象が見られ、女性の社会進出が進めば進むほど、出生率が下がっていた。しかし90年代以降、各国とも女性の社会進出と家族を持つ両立支援に力を入れた結果、女性の社会進出が高い国ほど、出生数が高くなるという学術論等報告があがる。例外的に日本はそうでないと名指しされている。

日本は、働きますか？家庭に入りますか？と半強制的に選択を迫り、税制や年金制度などの日本の政策の中に、女性に家に入った方が得であるということがある。その結果、女性の自己実現による社会進出に伴い、労働数が上がり、出生数は下がり、特殊合計出生率は1.37まで下がってしまった。そして、いよいよ高齢化が止まらないと説明した。

日本は、労働政策・両立政策が不十分であるとし、働きたくない女性を強制的に働かせるというわけではなく、働かないよう誘導する政策をなくして、働きたい女性の両立政策としてサポートしようと提唱しているとした。

●子ども手当の政策目標と政策手段

政策目標として、①出生率をあげる、②人的投資（教育のことを人的投資という）、③労働率の上昇、④貧困率の引き下げの4つとし、政策手段として、①保育所整備、②就学前教育、③育児休業、④子ども手当を手段とする。政策手段と目的の適切な組み合わせであること、その政策が継続的に行われるの

かが重要であり、それぞれの政策のバランスが大切であり、裏づけとなる財源が必要であるとした。

子ども手当の政策手段は、混乱を招いたが、この手段は、子どもの貧困を下げるのが目標である。データとして、GDP比で子ども・家族向けの現金給付が多ければ多い国であるほど、子どもの貧困率が下がっている。日本の26,000円はどうか？他国を見ると、20,000円くらいと考える。子ども手当は貧困率を下げるには効果がある。しかし予算制約があるので一定のレベルで抑える方がいいと提唱している。そのため現金給付と現物給付となっている。今、20代30代の貧困率はかなり上昇傾向にあり、子どもを持つとする世代には、非常に効果がある。

政策目標と政策手段が対応する必要があり、当面としては、①保育サービス改革である。4万くらいの待機児童を解消するために、なぜ大規模なシステム改革が必要かという人がいるが、実は、表面化した待機児童が2～4万であるが、潜在的待機児童は50万人といわれている。これを解消することで、②既婚女性の就業率を10～20%上昇できる。それに続き、③人的資本政策（就学前教育の充実）をヘックマンの論文を紹介し、それに伴い④所得配分手当（子ども手当）が大切と説明した。

保育制度改革、労働政策、教育政策、所得保障政策の4つを具体化するシステムとして、新システム検討会議がある。

保育システムは社会経済システムの一部にすぎ

なく、変化することが悪いのではなく、社会の変化にシステムも変化しないといけないとした。

日本の標準的世帯モデル、性別役割分類（一人働き社会）は、時代の流れと共に変わってきた。90年代になり、世界の金融市場が変わり、日本もそれに対応しなければ企業を守れなくなった。それまでは、日本の経済・雇用対策として、一人働き家庭は幼稚園を利用し、共働き家庭は保育園を利用するというように目標と政策の整合性が一致していたが、90年代に入り、この日本を支えてきた一人働き社会の日本型雇用システムが機能しなくなった。

経団連は、95年にこの日本型経済・雇用システムでは会社が維持できないとし、97年から正規雇用が減り、非正規雇用が増えていくという雇用システムに移行していった。こうなると、結婚しても夫が働くだけでは、不安定で生活ができなく、自然と共働き社会へと変わっていった。その時代の変化に保育所・幼稚園の棲み分け型システムでは対応できない。日本型雇用システムが良いとか悪いとかでは



なく、また共働き世帯が良い悪いとかではなく、このシステムが守れなくなった。対応するために共働き社会での幼保一体化議論になっている。

また、日本の社会保障制度の維持のためにも、女性の就業率の上昇や出生率の回復が必要であると説明した。日本では20年間、有配偶者女性の就業率は回復せず、改善しても出生数が回復しなかった。今後、女性の労働力率が10~20%上げ、出生率が上がらないと年金財源・社会保障を維持できない。女性の就業率と出生率に対し、徹底的な政策をしないといけない。保育所の整備だけではなく、両立支援をすることが大切とし、以上の流れの中に、新システム検討会議があるとした。

●現行制度の課題と改革の留意点

(1) 規制緩和を行い、市場メカニズムに委ねればよいのか？

参入規制緩和、価格自由化を行えば、競争によって価格が低下し、その価格で利用できる人だけが利用するというシステムにすれば、財政負担は削減できるとするが、様々な問題が生じることが予想される。現段階では、福祉サービスの評価・情報システムが未完成のため、親が保育サービスの質の評価ができなく、利用者が必ずしもよいサービスを選べない等の問題が生じてしまう。

一定の公的コントロール下で、多様なサービスメニューを導入し、多様な主体(幼稚園・民間事業者・NPO・親団体)の参入を進めることが大切。これを準市場メカニズムといい、市場化ではない。

泉政務官も、この新システム会議は、規制緩和の議論から外してもらったと述べているとした。

(2) サービスは地方、現金は国が理想なのだから、サービスは地方に委ねるべきか？

地域によって、地価もことなり、環境も異なるので、一律規制ではなく、保育サービスの形態、保育所の設置数、財政の使い方、基準も地方分権で行うべきというのが、本当に地方に任せていいのか？

日本の最低基準(ナショナルミニマム)は、国際的にも低い基準であり、それを地方に任すことで、保育の質を保障できるのか心配である。地方主権による保育サービスは、労働政策との連動が大切で、また長期の国家戦略の視点がなければ、特定の自治体が保育サービスを改善しても、住民が移動して住民が増えたとなるだけで、日本全体の底上げにはつながらない。また、地方自治体が財政に苦しむ中、裁量を任せても子どもへの予算配分が軽視されかねない。国から地方への財源の配分方法として、一般財源ではなく、「子どもの色がついた」財源保障が大切とした。

●新しいシステムを考えていくために

育児休業と保育サービスの連携が大切で、育児休業利用の高い企業にインセンティブを与え、それに

対応して、働き方に関係なく幼保が選べる幼保一体化などを組み込んだ新しいシステムを提案した。

安定した財源を確保することが大切であり、最後に、企業負担や国民負担と共に消費税を活用して、子ども財源を一本化して、サービス提供の一体化を目指す、日本生産性本部が提唱する「子ども・子育て応援基金構想」を説明した。

IV シンポジウム
テーマ「新システムの政策的課題を考える」
コーディネーター
吉田 正幸 氏 (保育システム研究所代表)
シンポジスト
宮本 太郎 氏 (北海道大学教授)
無藤 隆 氏 (白梅学園大学教授)
岡村 宣 氏 (当協会理事)

子ども・子育て新システムの政策的課題を考えるにあたって、吉田氏コーディネートで3人のシンポジストを迎え意見を出し合った。その中で吉田氏は次のような観点を述べ、その後視点を大きく3つに分けて3人のシンポジストに意見を求めた。

【 視点1 ~ 新システムが求められる方向性、現システムの問題点 】

〈 吉田氏 〉

日本の社会の様々な構造が大きく変わってきている。少子高齢の人口減少社会となり、働き手の減少や就労形態・雇用形態が変化している。そして、家族の構造も変わり、保育の世界にも色濃く影響している。また、子どもが健やかに育つ環境が機能低下し変容し、子どもの貧困が深刻な問題となっている状況である。今後、日本の社会が安定的に国民生活に幸せをもたらす、子どもが健やかに成長し将来の日本を支えていくためには、保育の役割と幼児教育の役割は極めて大きい。

不登校、ニート、小1プロブレム、薬物等、問題解決にコストをかけるのではなく、乳幼児期の子どもにコストをかけた方が問題が少なくなることも実証されている。したがって、親の就労に関係なく、質の高い幼児教育をいかに多くの子どもに提供するかが大切である。

〈 宮本氏 〉

子育ての問題が成長戦略に位置づけられることに日本の社会は慣れていないが、非常に重要なことである。ヨーロッパでは子育て・保育の問題は国家の中心である。国の競争力を伸ばしていく上で根っこになる問題が保育の問題である。各国子育て支援の分野に関しては予算を増大している。それは、どんな家庭に生まれても、かつ将来どのような仕事に就

いてもそこに適応できる基本的な能力は、就学前に身に付けなければならないということが分かってきたからである。どの国も人的資本に投資しなければならない。特に日本のように資源のない先進国は人が勝負である。就学前にコストをかけると教育の効果が格段に高まるのである。

それに対して日本は、経済成長と子育ては馴染まないと考えてきた。かつての日本型三重構造（国が企業・業界を保護し、企業・業界が男性労働者を保護し、男性が子ども・家庭を保護する）の中で、子育て支援は私的分野であり、子育て支援サービスへの支出は国際的にも低かった。経済のグローバル化が進み、三重構造が崩れた今、この分野への公的投資が求められる。

そして、ようやく「新成長戦略」（6月18日に閣議決定）に『こども園（仮称）』など、子ども・子育て新システムの基本的方向の内容が盛り込まれた。これは大きな変化で、日本もようやく国づくりのキーワードに子ども施策を位置づけるところまで来た。しかしながら、民主党が打ち出した「子ども手当」という現金給付の充実だけでは「強い経済、強い社会保障」には不十分である。

〈 無藤氏 〉

日本の社会経済の流れの中で「幼保一体化」は必然である。認定こども園制度の誕生や保育所保育指針の告示化による保育所における養護と教育の明確化され、幼稚園は預かり保育が広がり相互が近づいてきている。国際的に見ると、イギリスがブレア政権時代に教育への投資を本格化し、東アジア諸国でも幼児教育への投資が充実してきており、日本は幼児教育に関して出遅れている。

待機児童解消のために保育サービスの量的な拡充も必要であるが、大切なのは質の確保である。幼児教育の質を上げるためには、預ける場があればいいではなく保育所における幼児教育を展開できるような研修の充実と、幼稚園の預かり保育の内容充実が必要である。それは幼稚園教育要領と保育所保育指針の統合にも繋がっている。そして、小学校との連携も重要であり、かつ保育士・幼稚園教諭の資格の専門性も重要である。

いずれにせよ、幼稚園と保育所が一体的になっていくことは必然的なことであり、その上で新たなシステムをつくることを自分たちの力で提言し、それを実現する努力をしていくことが大切である。

〈 岡村氏 〉

一体化とは、総合化であり多様化ではないのか。理念・計画・施策・財源・提供体制の一元化を同じ

定義の中で行い、その中で多様性が求められる。また、幼稚園・保育園所の一体化を制度ではなく、枠組みの中で機能による多様性が求められる。そして、ナショナルミニマムを前提とした区市町村による施策の選択と実施が求められ、需要に見合った施策の提供が行われるイコールフッティングの実現が大切である。

認定こども園制度ができる前は、幼保一体的な運営が難しく、今回の新システムの方向性は歓迎できる部分が多く感じられる。そして、すべての子どもを対象とした仕組みを提案しているところから、全国認定こども園協会の主張である「子どもの最善の利益」とも共通性を感じている。

また、世界の貧困の問題を考える中で、日本もアジアの貧困を生み出した一原因を抱えている部分もある。これからは、日本の国の中だけではなくアジアの国の中でも貢献が必要であり、子どもの貧困対策にも向き合う必要性がある。

【 視点2 ～ 新システムの メリットと期待 】

〈 吉田氏 〉

システムとしての幼保一体化とは、財源の一本化とともに、幼稚園教育要領と保育所保育指針の一本化、所管の一本化、資格・免許の一本化、設置法人の一本化なども含めたものと捉えられる。一本化は段階的に進んでいくと考えられ、その上で、新システムへのメリットや期待に関しての意見を求めたい。

その上で、新システムへのメリットや期待に関しての意見を求めたい。

〈 宮本氏 〉

1996年にスウェーデンでは、日本の文科省的存在である教育庁に省庁を一本化し、幼保一体化を実現した。社会全体で子ども・子育てを大事にする意識が重要であるとし、次のような理由により、幼児教育の投資の重要性が共有されている。

①知識社会への対応・・・人生の選択肢を広げていくためにも就学前の段階で認知能力を高める必要がある。 ②高齢社会への対応・・・少ない人数で社会を支えていかなければならないからこそ高い生産性で仕事をしていく必要がある。 ③格差社会への対応・・・貧困による学力格差・所得格差の解消をしていくためにも、子ども・子育て支援で強い経済成長を引き起こす。 ④共同参画社会への対応・・・保育の個人負担が100ユーロ減少すると、女性の就労率が0.8%上昇すると言われている。子どもへの投資戦略は女性への投資戦略である。 ⑤孤立社会への対応・・・保育所を通しての結びつきが地域住民の連携を強化することに繋がる。保育サービスに対する満足度と国に対する信頼度は、非常に強い相関性



を持っている。

また、「就学前教育のための教育委プラン98」によると、「就学前教育は、生涯教育のための基盤となるべきであり、そこでの活動は、楽しく、安全で、教育的となるべきである。情報があふれ、急激に変化を続ける社会にあっては、上手にコミュニケーションできて、新しい知識を得ながら、相互の協力しあえる能力が不可欠である」と明確化してある。

〈 無藤氏 〉

新システム実現の前に考えておくべき課題として次のことが考えられる。

1つ目は、幼稚園教育要領・保育所保育指針の統合である。「乳児保育における教育の意義をどう考えるのか」「長時間保育は教育とは別の養護としてのみ位置づけるのか」「幼稚園の預かり保育はどういったものにするのか」などをいかに整理するかが課題である。

2つ目は、資格・免許の統合である。資格に関しては、18歳までを対象とする保育士と、幼児だけが対象の幼稚園教員という違いがあるだけではなく、文部科学省で教員養成のあり方の見直しが始まったことにも考慮する必要がある。修士以上の資格取得を目論む流れの中で、二種免許状取得者が中心の幼稚園教員は別扱いとなる可能性が生じている点に懸念を抱いている。

3つ目は、補助金のあり方である。保育の質を保つ仕組みを個々の園の努力ではなくシステムとして取り入れる必要がある。国としてのナショナルミニマムをしっかりと示していくと共に、園に対する公費投入を増やすためには第三者評価などの導入は必然である。また、小学校教育を見通した幼児教育カリキュラムの構築と教育の中身への指導助言体制をどうしていくかが課題である。

〈 岡村氏 〉

認定こども園は、保育所・幼稚園システムを超えた新しいシステムのテストケースとなっている。その中で「認定こども園好事例ライン」まで努力してきたが、そこからの引き上げをどうするか。「悪い事例は格差、良い事例は好事例、新しいシステムではより上の好事例へ」と積み上げていけるような取り組みを求めている。国の政策の中で、私たちに何ができるのかを考えていき、社会の中の小さな存在に基準をおくようなシステムを築き上げていく必要がある。これまで、いくつかの丘を越えてきたが、今とても大きな丘を越えようとしている。今、勇気をもって超えていく、新しいシステムの中で超えていこうとすることが求められている。

【 視点3 ～ システム改革を乗り越えるための課題 】

〈 吉田氏 〉

これまでの前提条件が大きく変わってきていて、意識も変わっていかねばならない。行政刷新や地域主権だけではなく、「新しい公共」という概念が登場している。法人の新しい構想もあり、かつての「最低基準を守れ」と言うのではなく、新しいナショナルミニマムを国家戦略で取り組む必要がある。そこで新システム構築の課題について意見を求める。

〈 宮本氏 〉

現金給付に偏った子育て支援が、新システム構想で問題点が解消され、公共サービス保育サービスが一体となってきた点は評価できる。しかし、新システムへの懸念として、菅新政権で、少子化対策担当大臣がたらい回しにされていた。これは政府の今後の力の入れ具合に不安が残るものである。さらに、地域主権が強調されていることについて、保育料が高くて働くに働けない夕張市の例を考えると、地域においては自立して働くことが最低限保障されるべきである。

また、多元化と「新しい公共」との連関をめぐって、イコルフットディングの具体的内容をどう設計していくかが問題であり、フランスをモデルにした子ども・子育て基金の内容にも不安が残る。

〈 無藤氏 〉

保育者一人一人に高度な能力が求められ、幼児教育の高度化が必要である。そのための全般的な水準向上としては、幼稚園教育要領・保育所保育指針の徹底が大事であり、教育委員会の指導主事のように助言できる体制の必要性を感じている。また、誰もが質の高い幼児教育にアクセスできるためには、何より保育者の資質向上がカギであり、養成課程の4年制化・上級資格取得などにより処遇が向上する仕組みの導入・園長主任の資格・園外での研修に参加することの義務化・保育者の待遇等の問題を改善していかなければならない。

〈 岡村氏 〉

認定こども園のテストケースは終わっていく。これからは「こども園(仮称)」制度の中で、「新しい地平の中で」動いていくことを自覚していきたい。

〈 吉田氏 〉

「排除と分断はやめよう。」 幼稚園・保育所制度によって隣近所同士の子どもたちが分断される。それにより子育て家庭が分断される。結果的に地域社会そのものが分断される。それでいいのかどうかを考えてほしい。みんなを包み込んでほしい。(完)



政府の「子ども・子育て新システム検討会議」が6月25日、「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」を決定した。同検討会議が目指す新システムとは、前政権のときに厚生労働省の社会保障審議会少子化対策特別部会がまとめた保育制度改革を踏襲しつつ、新たに幼保一体化というもう一つの改革を組み込んだものと考えられる。

保育制度改革のポイントは、①客観的な基準に基づいて保育の必要性を市町村が認定し、認定された利用者に必要な保育サービスを保障する（「保育に欠ける」要件の撤廃）、②市町村の関与を組み込みつつ、利用者と保育事業者の間の公的保育契約制度を導入する、③客観的な指定基準に基づいて保育事業者を指定し、指定された事業者が保育サービスを提供する（指定制の導入）——といった点にある。

この仕組みのもう一つの特徴は、保育の必要性が認められた利用者に対して保育サービスの費用を確実に保障するため、利用者に対する現物給付（利用者補助）とし、事業者が保育サービスという現物給付を提供することによって、利用者補助に相当する現物給付の経費を利用者に代わって事業者が受け取る（法定代理受領）ことである。

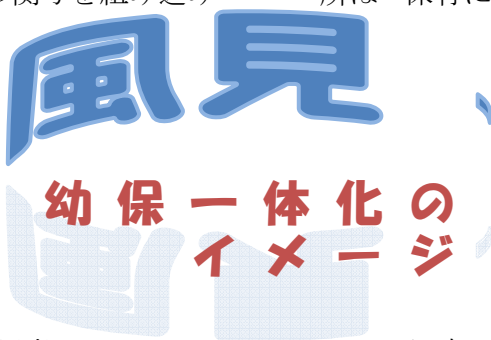
新システムでは、こうした仕組みを幼保一体化により「こども園（仮称）」に適用することを考えている。言い換えると、幼稚園も保育所も認定こども園も、「こども園」になることによって同じ給付の仕組みとなる。例えば現行の私立幼稚園は、経常費補助という事業主給付（施設補助）を受けているが、「こども園」になれば基本的に利用者への個人給付を法定代理受領として受け取る仕組みに変わる。

一方、「こども園」に関しては、これまで厚生労働省、文部科学省などと分かれていた国の財源を「子ども・子育て勘定」として一元化し、市町村に「子ども・子育て包括交付金」という自由度の高い“子ども色”のついた費用の中から、「幼保一体給付」として給付する。また、現在の幼稚園教育要領と保育所保育指針を統合して、小学校学習指導要領との整合性・一貫性を確保した「こども指針」を創設し、幼児教育と保育をともに提供する。

新システムが本格的に施行されれば、現在の保育所は「保育に欠ける」要件がなくなることによって、基本的にすべて「こども園」になると考えられる。認定こども園もすべて「こども園」に移行すると考えられるが、幼保一体給付という財源の一元化や「こども指針」という保育の基準の一元化によって、現在ある4つの類型はなくなる。幼稚園の場合は、預かり

保育を保育所並みに整備すれば「こども園」に移行できると考えられるが、4時間を標準とする教育時間だけの幼稚園は「こども園」にはなれない。恐らく経過措置を講じながら、徐々に「こども園」に移行していくことを目指すのではないだろうか。

また、完全に幼保一体化した「こども園」とするためには、幼稚園教員免許と保育士資格の統合や幼稚園設置基準と児童福祉施設最低基準の統合などが必要になる。「こども指針」は平成23年度中の策定を目指しているが、幼稚園設置基準と児童福祉施設最低基準の統合や幼稚園教員免許と保育士資格の統合がいつ頃になるかは現時点で未定となっている。資格・免許の統合にはもう少し時間がかかると見られており、さらに「子ども家庭省」の創設は将来の課題として残されている。



地域活性化研修会開催準備が進んでいます。是非、ご参加ください。

- | | | | |
|-------|---------------|---------|------------------------|
| ● 北海道 | 道と共催により日程調整中 | ● 近畿 | 8月20日 兵庫（兵庫県共催） |
| ● 東北 | 11月20日 仙台 | ● 中国・四国 | 23年度に予定（今年度は近畿に参加） |
| ● 関東 | 11月27日 会場検討中 | ● 九州 | 平成23年2月19日福岡 |
| ● 中部 | 平成23年3月12日名古屋 | | （2/11-12 変更の可能性がありますが） |

お知らせ

※ 秋田県では、例年開催されている「認定こども園公開保育研究協議会」を今年度は県外参加者を受け入れて開催されます。（県外定員1日目100、2日目130）詳しくは、秋田県 幼保推進課のホームページをご覧ください。

編集後記

今月中にも「こども指針」の検討会が設置され、新システムの具体的な中身の検討が始まるようだ。保育の「質」とは何か？が改めて問われることになる。各園の保育の質、もう一度検証する良いチャンスかも・・・。（なすおろし）